

## 新潟家庭裁判所委員会(第14回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

### 第1 日程等

#### 1 日時

平成22年6月22日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

#### 3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

#### 4 傍聴者

新潟日報社記者1人

### 第2 議事

#### 1 家庭裁判所と学校教育との関わり(非行少年についての家庭裁判所の関わり)について(意見交換)

意見交換に先立ち、次席家庭裁判所調査官が、新潟家庭裁判所の取組を説明(法曹委員L)

家庭裁判所は、少年事件に限らず子の監護など様々なことで学校教育との関わりあいがあるところですが、少年非行の中では、学校はとにかく少年を退学にしてしまえば終わりですが、実際はその後、退学になった少年が退学したことにより挫折して、また新たな非行を犯すということが見受けられるところ。そこで、家庭裁判所は、学校関係者に対し、このような問題をどのように話したり、指導等しているのかお聞かせいただきたく、提案しました。

(学識経験者委員H)

情報交換のため、学校との連絡会を年1回開催しているとのことですが、年1回の開催で情報交換になるのかという疑問があります。開催回数や別の形で情報交換網を作ること等についての裁判所の実感を聞かせてください。

(裁判所出席者)

家庭裁判所が考える学校との連携の在り方からすると、年1回の大きな行事だけでなく、何らかの形で情報交換ができればとの考えもあるところです。他方、連絡会の開催については、県内には相当数の学校があることや連絡会場等の物理的な問題もあることなどから、すべての学校と情報を共有するには困難もあると感じています。

(学識経験者委員Ⅰ)

地域性や親の職業など何か分析できるものがあれば、そのようなことも踏まえて学校との協議会を行ってはどうでしょうか。

(裁判所出席者)

新潟県の少年非行の特徴としては、他県に比べ、万引きや自転車の窃盗、占有離脱物横領などの初発型非行の割合が高いということです。少年事件全体に占める初発型非行の割合は、他県では五、六十パーセントであるところ、新潟県では約70パーセントを占めていることから、これに対するケアについては家庭裁判所としても配慮しているところです。非行少年と親の職業との関連を分析したデータはありません。

(学識経験者委員Ⅱ)

裁判所の課題として、学校との連絡会における情報共有の在り方を挙げていますが、年1回の連絡会の開催方法をもう少し工夫する必要があるのではないかと感じました。連絡会をどのように組み立てて、開催しているのかを聞かせてください。

(裁判所出席者)

連絡会を開催する下準備として、新潟県教育庁や新潟市教育委員会などと、開催年度におけるテーマ等についてあらかじめ打合せをさせていただき、このテーマ等を受けて教育庁等から推薦いただいた学校に対し、裁判所から連絡会への案内をさせていただくという方法をとっています。また、平成20、21年度は、本庁、新発田支部、長岡支部及び高田支部のそれぞれの地域で

年1回、中学校との連絡会を開催しましたし、今年も同様の予定です。

(法曹委員L)

私立高校との連絡会は開催しているのでしょうか。

(裁判所出席者)

平成19年に高校との連絡会を開催した際、数校の私立高校に参加していただいたことはありますが、記録を見る限り、裁判所と私立高校のみで連絡会を開催したことはありません。

(法曹委員L)

学校との連携などの話は私立高校ではあまり知られていないようなので、今後は私立高校も含めるなどして、きちんと理解していただいたくことも必要と思います。

(学識経験者委員A)

学校との連携、協力として、学校照会及び学校訪問を行っているのですが、これらはどの段階で行っているのでしょうか。また、「連携」とは、最終的な処分結果を出す前までの連携なのか、それともその後の連携まで考えているのかを聞かせてください。

(裁判所出席者)

学校照会はすべての案件で行っているわけではなく、必要に応じて行っていますが、その時期としては、基本的には調査官に調査命令があった段階で行っています。

「連携」とはどこまでの連携を考えるのかということですが、少年が家庭裁判所の審判を受けた後に学校に戻るような場合、少年が学校の先生に話していないことを裁判所が把握しており、そのことを大切に上げてあげることによって少年の立ち直りが期待できるようなとき、その情報を学校側に提供するといったことが、ここでいう連携の主な内容です。また、一定期間少年の処分を留保して、その間少年の行動面等を観察する試験観察では、学校の先生と情報を共有しながら連携をとって協力していくこともあります。

(学識経験者委員J)

学校との連絡会や学校照会を通じて、家庭裁判所がどのようなことを課題や問題点として把握しているのか聞かせてください。

( 裁判所出席者 )

学校照会をした結果，どのような回答や情報をいただけるかというのは，その学校が困っている程度によると感じています。裁判所は，係属した事件を審理するところですが，家庭裁判所の仕事の一面として，学校が困っている内容の程度に応じて，適宜話合いに応じさせていただいています。

( 学識経験者委員 E )

荒れた学校など問題のある学校との連携は，特に何か行っているのでしょうか。

( 裁判所出席者 )

荒れた学校の場合，学校も困っていますので，生徒の事件が家庭裁判所に係属したことがわかると，裁判所が求める以上に学校側から連携やアドバイスを求められることがあります。

( 学識経験者委員 E )

家庭裁判所は，児童相談所や警察などの関係機関とも連携をとっているのでしょうか。

( 学識経験者委員 F )

児童福祉法の範ちゅうでは処遇できない少年については，児童相談所から家庭裁判所に送致することもあるなど，法的な仕組みの中での連携はありますし，それ以外にも児童相談所ではなかなか歯止めが効かなかった少年について，家庭裁判所からの問い合わせに対し，児童相談所での取扱いの状況を情報提供することがあります。

( 学識経験者委員 A )

少年サポートセンターに関係していた少年については，相談を受けて家庭内の状況等のある程度把握していることもありますので，そのような情報を家庭裁判所に提供して，審判の参考としていただくことがあります。

( 学識経験者委員 H )

学校との連携ということについては，個別の事件でどう連携していくかということと，もう少し一般的に非行少年への対応等について司法機関がどうやって情報提供していくかということの二つの意味があると思います。ただし，家庭裁判所にはできることとできないことがありますし，非常に少ない

予算とスタッフという状況も考えると、家庭裁判所としてここまではできるけど、これ以上やれというなら、もう少し予算とスタッフを手当してほしいという声をあげていく必要があるのではないかと思います。

(法曹委員 L)

少年非行が起きた際、学校全体としてどう取り組むかということを経験している先生自身がよくわかっていないことから、その後の対応を間違ってしまうということもあります。その後の対応を間違わないためにも広報は大事だと思いますし、是非力を入れていただきたいと思います。最近では、生徒が暴力団との関わりがある場合など、学校の先生も困っているという問題もありますので、裁判所と関係機関との連携にも期待したいと思います。

## 2 少年の更生に向けた民間人及び社会資源の活用について（意見交換）

意見交換に先立ち、次席家庭裁判所調査官が、新潟家庭裁判所の取組状況を説明

(学識経験者委員 C)

保護司の方々やいろいろな方々が問題を抱えた少年たちの世話を一所懸命されている姿を見て、大変なことだと常々感じています。最近では、プライバシーを大事にする社会となって、そのことにより連携を取りにくくなっている側面もあるように感じています。どのようにしたらよいのか非常に難しいことではありますが、連携の重要性が叫ばれる一方、プライバシーの保護ということの重要性も強調されて、機関同士の連携が非常に難しくなっているということを経験している方々の御苦労を見ながら感じているところです。いろいろな問題が起こる根本には、家庭やそれを取り巻く地域のことなど、さまざまなことがあります。学校現場では、権利意識の強い親への対応に苦慮しているという現実があります。個別対応が難しく、どうしても外れてしまう子どもたちがおり、そのような子どもたちが、警察や児童相談所、家庭裁判所にお世話になってしまうという現実があるわけです。関わる人々がしっかりと情報を共有していくことが求められるのではないかと感じていますし、情報共有ができるようなベースを作っていかなければならないと考えています。県内のある高校では、入学時300人くらいの生徒が、3年間に80人

近くが学校を辞めて、卒業時には200人くらいしかいなかったという現実もあるところです。いろいろな理由があるので一概には言えませんが、学校から離れたことで学校の責任が終わったということではないととらえ直して、関係機関としっかりと連携等するための場を設けていますし、また、社会資源としていろいろと御活躍の方々とも課題を共有しながら、連携して活動していきたいと思っています。

(学識経験者委員B)

少年の更生に向けた取組は非常に重要であると感じました。教育的措置の取組として説明のあった「盗みを振り返る講習」にすごく力を入れていただきたいと思いました。万引きが非常に増えていますが、盗むということのプロセスを解明していかないと次にまた同じことが起きるのではないかと思います。講習では、万引きをしたときの場面設定を行うなど、ロールプレーを行い、どうして万引きをする気持ちになったのかということを感じさせていくような工夫をしているのかどうかを聞かせてください。

(裁判所出席者)

盗みを振り返る講習では、捕まったときにどう感じたかや被害者に対してどう思っているか、また、被害者に対する謝罪を通じてどう感じたのかなどということについて、グループディスカッションでのやりとりを通じて、少年本人や保護者の方々に気づきを持ってもらうようにしています。

(学識経験者委員F)

教育的措置としての講習等を受けた少年の再非行率と、補導委託を決める基準の2点を聞かせてください。

(裁判所出席者)

昨年11月から盗みを振り返る講習を行っており、また、その前から万引き講習というものを行っていました。それらの数字で見た再非行率は、概数ですが13パーセントくらいとなっています。

補導委託を選択する基準については、一概には言えませんので、個人的な感覚となりますが、少年院に送致するかどうか境目のケースや家庭環境等からこのまま家庭に返しては再び同じ非行を犯す可能性が高いケースなどが考えられると思います。また、少年のやる気も大事になります。少年自身が、

自分も何とか立ち直りたいとの意欲をかもし出しているかどうかということもポイントになるかと思えます。

( 裁判所出席者 )

ただ今の説明に少し補足させていただきます。補導委託が成功する指標としては、少年に更生意欲があること、地元を離れさせること、無職の少年に対し、適切な就労関係を整えることの三点があり、この三つの指標のある少年の多くは成功しています。また、補導委託先の方々は少年に対して家庭的な関わりを持ってきています。具体的には、仕事先から帰ってくると「お帰り」と言ってくれたり、温かいご飯が用意されているといったことですが、そのような関わりの中で数か月ないしそれなりの期間過ごしていけば、三つの指標を持つ少年たちが成功するという事は、言われてみれば当たり前のようにも思われます。 と の環境を整えた上で少年たちの更生意欲を育てていく働き掛けをしていくことが大切ということになるかと思えます。

( 学識経験者委員 D )

補導委託を活性化したいとのことですが、どのくらいまで数を増やしたいのかということと、具体的に施設等への広報をしているのかということをお聞かせください。

( 裁判所出席者 )

具体的な数は申し上げにくいのですが、いろいろな職業があるとその少年により適した仕事の選択が可能となることから、種類としては今の倍くらいあると少年に水を向けやすくなるかと考えています。広報活動については、なかなか進んでいないというのが実情です。委託先を広げるための方法論についても御示唆いただければと思います。

( 委員長 )

何か希望する業種はあるのでしょうか。

( 裁判所出席者 )

住み込み型の補導委託先には、建設関係や旅館業などがありますが、商売関係や食堂などもあればいいと思えますし、少年が手に職をつける端緒となるような職種があればいいと感じています。

(学識経験者委員 E)

初発型の万引きが多いとのことでしたが、最近では、少年に限らず大人についても言えることとして、万引きに対する罪の意識が感じられなくなっているように思います。罪の意識のない人には、更生も望めないように思われますが、少年と接している中で、罪の意識の有無について感じることや、罪の意識が変化しているのかどうかについて聞かせてください。

(裁判所出席者)

今も昔も罪の意識はあると思います。昔と今の違いとして挙げられるのは、万引きの場所です。個人対個人のお店で万引きをすることは勇気がいるという点では今も昔もそれほど大きな変わりはなく、相対してやりとりをしなければならぬところでの万引きはそれほど多くはないと思います。ただ、コンビニやスーパーでは「一つくらい」という考えから、なかなか罪の意識を感じる事が少ないようにも思われます。裁判所では、再び非行のあった少年に対し、短期補導委託として社会奉仕活動などを行わせることがありますが、お年寄りや障害者の方への接し方やその後の感想等を見ますと、人に親切にする気持ちは残っていますし、やはり罪の意識や善いことをするという事を考える、また実行するきっかけを作ってあげることが周りの大人の仕事であるような気がしています。

(学識経験者委員 B)

短期補導委託は、どのくらいの期間行っているのでしょうか。

(裁判所出席者)

清掃活動であれば1回、施設での奉仕活動であれば、1か月に2回から多くて3回くらい行っています。

### 3 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項については、協議の上、「より良い家事調停の実現のために～国民の期待に叶う調停とは～」とし、その中で、「家事調停の運営の在り方」等を協議することに決定

### 第3 次回期日

平成22年12月8日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	山 口 博
学識経験者委員	金 子 孝 子
同	川 室 優
同	鬼 嶋 正 之
同	小 林 敬
同	富 山 道 郎
同	樋 口 悦 子
同	細 野 照 子
同	南 方 暁
同	宮 島 英 雄
同	渡 辺 隆
法曹委員	石 井 壯 治
同	土 屋 俊 幸
同	廣 田 泰 士

(2) 欠席者

学識経験者委員	稲 田 裕 之
---------	---------

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	遠 山 敦 士
首席家庭裁判所調査官	佐 藤 祐 一
家事首席書記官	古 瀬 光 彰
少年首席書記官	山 本 嘉
次席家庭裁判所調査官	中 島 幸 治
事務局長	有 竹 茂 一
事務局次長	工 藤 敏 之